

## お知らせ 久喜市空家等の適切な管理に関する条例を施行します

問 都市整備課住宅係 (内線4676)

令和3年7月1日から、空家対策の実効性を高めるため新たな条例を定めます。

### 管理不全な空家等の所有者等へ助言・指導・勧告を行います

市では、管理不全により周辺に影響を与えている空家等の所有者または管理者へ適切に管理するよう助言・指導・勧告を行います。ご心配の空家等がありましたら市へ情報をお寄せください。



### 空家の情報をお寄せください

これまでの電話、メールに加え、「空家情報お知らせシステム」を利用して、パソコン、スマートフォン等から市へ提供できるようになります。



### 「緊急安全措置」ができるようになります

管理不全な空家等が地域の皆さんに**重大な危害を及ぼすおそれ**があり、かつ、**緊急に措置を行う必要がある**と認める場合に限り、市が**必要最小限の措置**を行います。発生した費用は、後日、空家等の所有者または管理者に請求します。

## 土地の利活用を促進するための新たな制度が始まります

### 老朽化した空家等の除却後の土地の固定資産税を減免します

居住用の住宅が建てられている土地は「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、税額が軽減されています。住宅を除却すると、その特例適用対象から外れるため土地の税額が上がりますが、市が定める要件を満たした場合に、税負担が特例を適用したときと同じになるように減免されます。

交付対象	令和3年1月2日～令和9年1月1日に老朽空家等を除却した、住宅用地特例の適用を受けている土地
交付要件	次の①～④のすべてに該当していること。 ①昭和56年5月31日以前の建築確認に基づいて建築された家屋で、概ね1年以上空家であること ②除却する建物と、除却後の土地の所有者が同一人、配偶者または相続人等であること ③建物の除却後、土地が営利目的に供されていないこと ④市税を滞納していないこと
減免期間	申請の翌年度から <b>最大3年間</b>
申請時期	除却した翌年の1月～3月末日(土・日曜日、祝日を除く) (例:令和3年5月1日に除却…令和4年1月～3月末日に申請し、令和4年度～6年度の固定資産税を減免)
申請方法	除却後に都市整備課へ「老朽空家等除却確認書」の交付を申請してください。

### 市街化調整区域内の老朽化した空家等の除却後の土地について、建築にかかる制限を緩和します

市街化調整区域内の土地は、建築物が現存していなければ、通常限られた方では住宅の建築ができませんが、市に申請することで、建築する際の制限が緩和されます。

※必ず事前に相談してください。相談前に除却すると、第三者における建物の建築が困難になる場合があります。

交付対象	令和3年5月1日～令和9年1月1日に老朽空家等を除却した、住宅用地特例の適用を受けている土地
交付要件	次の①～③のすべてに該当していること。 ①市街化調整区域内の空家等であること ②昭和56年5月31日以前の建築確認に基づいて建築された家屋で、概ね1年以上空家であること ③市税を滞納していないこと
有効期間	老朽空家等を除却した日から <b>最大3年間</b>

空家等は個人の財産であり、所有者や管理者、相続人等は適切に管理する責務があります。定期的に見回りや除草を行うなど、周囲に迷惑をかけないようにしましょう。